

サラリーマン大増税反対

所得税・住民税が
超大幅アップで

家計はパンク!

4人家族(夫・年収500万円、妻・専業主婦、子ども・高校生と小学生)で試算
・社会保険料は年収ベースで計算

政府税調が出した
増税リストで試算すると

05. 6/21

42 万円の大増税
年収500 万円で

	現行		税調増税リストでの計算	
所得の計算	所得税	住民税	所得税	住民税
給与収入	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
給与所得控除	1,540,000	1,540,000	500,000	500,000
給与所得控除後の金額 ^①	3,460,000	3,460,000	4,500,000	4,500,000

所得控除の計算				
基礎控除	380,000	330,000	380,000	330,000
配偶者控除	380,000	330,000	0	0
特定扶養控除	630,000	450,000	760,000	660,000
扶養控除	380,000	330,000		
社会保険料等控除	624,000	624,000	624,000	624,000
生命保険料控除	100,000	70,000	100,000	0
損害保険料控除	3,000	2,000	3,000	0
所得控除の合計 ^②	2,497,000	2,136,000	1,867,000	1,614,000

税額の計算	算出税額は 100 円未満切り下げ、定率減税は 100 円未満切り上げ					
課税される所得額①－②	963,000	1,324,000	2,633,000	2,886,000		
算出税額	96,300	66,200	263,300	288,600		
定率減税	19,300	10,000	0	0		
所得税	①	77,000	①'	263,300		
住民税（所得割）		56,200		288,600		
住民税（均等割）		4,000		4,000		
住民税合計		②		②'	292,600	
所得税＋住民税	①＋②	③	137,200	①'＋②'	③'	555,900

差引増税額 ③'-③= 418,700

庶民には大増税、大企業には引き続き減税が

06 年は医療改悪や定率減税の半減、たばこ・第3のビールの課税引き上げが予定されています。国民年金保険料・介護保険料・厚生年金保険料の引き上げなど相次ぎ家計に大きな負担を強いています。一方大企業の法人税は引き続き温存。大企業こそ応分の負担をすべきです。



給与所得控除を一律
10%に

配偶者控除(38 万円)
を廃止に
(住民税は 33 万円)

16 歳～22 歳の特定
扶養控除(63 万円)を
廃止し、一律 38 万円
に(住民税は 45 万円
から 33 万円に)

住民税の生命保険
料、損害保険料控除
を廃止

住民税の税率を所
得に応じて 5%～
13%から一律 10%
に

定率減税の廃止
(所得税額 20%、
住民税額 15%)

大増税③つのポイント

ポイント 1 給与所得控除を
一律 10%に

現行

年 収	控除額
162.5万円以下	65 万円
162.5万円超～180万円以下	年収×0.4
180万円超～380万円以下	年収×0.3+18 万円
380万円超～660万円以下	年収×0.2+54 万円
660万円超～1000万円以下	年収×0.1+120 万円
1000 万円超	年収×0.05+170 万円

改訂後

控除額	年収×10%
-----	--------

ポイント 2 各種人的控除の
廃止・縮小

廃止・見直しが検討されている人的控除

項 目	所得税	住民税	所得税	住民税
基 礎 控 除	38	33	38	33
配偶者控除				
老人控除対象配偶者(70歳以上)	48	38	廃止	廃止
上記以外の配偶者	38	33	廃止	廃止
同居特別障害者の加算	+35	+23	廃止	廃止
扶養控除				
老人扶養親族(70 歳以上)	48	38	廃止?	廃止?
同居特別障害者の加算	+10	+7	廃止?	廃止?
特定扶養親族(16～23 歳)	63	45	廃止	廃止
上記以外の扶養親族	38	33	38	33
同居特別障害者の加算	+35	+23	+35	+23
障害者控除	27	26	27	26
特別障害者	40	30	40	30
寡夫・寡婦控除	27	26	27	26
特別寡婦加算	+8	+4	+8	+4
勤 労 学 生 控 除	27	26	廃止?	廃止?

ポイント 3 定率減税の全廃
と住民税の改悪

定率減税の半減は 06 年から、全廃は 07 年実施。また地方税の税率一律 10% のフラット化などの地方税の改悪による増税がねらわれています。

愛労連(愛知県労働組合総連合)

名古屋市熱田区沢上町9-7 労働会館東館
TEL 052-871-5433 FAX 052-871-5618

さあ、あなたの

増税額は？

計算してみましょう

政府・与党が考える「税制改悪」によってあなたの所得税・住民税の税額はどうなるでしょう。実際に試算してみましょう。政府の改悪方向は、収入差に関係なく所得控除を一律10%にし、人的控除も家族構成など個々人の事情を一切考慮せず、簡素化

しているため、従来よりはるかに簡単に税額が出せるようになります。この税額計算式の簡素化は、従来税金を払う必要がなかった低所得者からも税金を取り、大金持ちは、ぐーんと税金が安くなるたいへん不公平な税制改悪の姿です。

会社からもらうあなたの源泉徴収票を手元において、あなたの改悪後の所得税（国税）・住民税（地方税）の増税額を試算してみましょう。その結果あなたは、ぞっとします。

あなたの現在の所得税は

⑬ 給与・賞与 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑬ 給与・賞与 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑬ 給与・賞与 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑬ 給与・賞与 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

あなたの現在の住民税は

あなたの給料明細の住民税（地方税）の数字を12倍するか、「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」（各自治体からの発行）をご覧ください。

⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

あなたの支払った税額は

⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

あなたの改悪後の増税総額は

⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

改悪税制の計算式

あなたの源泉徴収票の①～④にあたる金額を下の計算式にあてはめてください。

1 国税

給与収入①から改悪後の給与所得控除10%を引きます。

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① × 0.9 = ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① から所得控除を引きます。
(人的控除が縮小されています。)

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① - { (本人を含む家族数 - 1) × 38万円 } - ② - ③ - ④ = ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑤ に対する税額を計算します。それには現在使われている「所得税の税額表」にあてはめます。

(例：課税所得金額350万円の場合 350万円 × 0.2 = 33万円)

所得税の税額表	課税所得金額	税率	税額
1,000～	3,299,000円	10%	0円
3,300,000～	8,999,000円	20%	33万円
9,000,000～	17,999,000円	30%	123万円
18,000,000～		37%	249万円

※低所得者への税率5%の新設も検討されています。

⑤ × () - () 万円 = ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

所得税額の増税額は → ⑥ - ⑤ = () 円

2 住民税(地方税)

① × 0.9 - { (本人を含む家族数 - 1) × 33万円 } - ②

= ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ に対する税額を計算します。

③ × 10% (税率のフラット化で一律10%) + 4,000円 (均等割)

= ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

住民税額の増税額は → ④ - ③ = () 円

あなたの改悪後の所得税・住民税の合計は

⑥ + ④ = ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿